

障害児等療育支援事業のご案内



障害児等療育支援事業とは



在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児（以下「障害児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的として、沖縄県が行っている事業です。

○ 事業の内容

在宅支援訪問療育等指導事業

ア 巡回相談

相談・支援を希望する在宅障害児等のご家庭に定期的若しくは随時訪問を行ったり、相談・支援を必要とする地域を巡回する等の方法で、在宅の障害児等及びそのご家族に対して各種の相談・支援を行います。

イ 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害児（者）の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する助言等を行い、併せて各種の相談に応じます。

在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害児等及びそのご家族に対して、外来の方法により、各種の療育・相談を行います。

施設支援指導事業

障害児等の通う保育所・学校や児童デイサービス事業所等の職員に対し、在宅障害児等の療育に関する技術の研修・指導を行います。

○ 対象者

県内に在住する在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児及びそのご家族。

○ 利用は無料です。





実施事業所一覧

事業所名	所在地・連絡先	実施事業	概要
名護療育園	住所：名護市宇字茂佐1765番地 連絡先：0980-52-0957	訪問療育	赤ちゃん体操教室よちよち（毎月第1土曜日午前10時～12時）、リハビリテーション・医療ケア等、離島巡回（伊江村・伊是名村・伊平屋村）、陸上競技練習、交流保育（5・8・11・2月）、僻地交流療育（6・9・12・3月の土曜日午前10時～12時）、園外保育（月1回）、園外散策（月1回）、バリアフリーサイクリング（午前8時半～午後4時）、重症児へのスポレク・車椅子・給食（摂食）・プールの指導等（月1回程度）、SST（サッカー等スポーツ）（毎月2回16時～17時半）
		外来療育	外来保育（月・水・金曜日午前10時～午後12時）、赤ちゃん体操教室よちよち（7月の第1土曜日10：00～12：00）、重症児へのスポレク・ポッチャ等、デュエット（自転車）・練習
沖縄中部療育医療センター	住所：沖縄県沖縄市字比屋根5-2-17番地 連絡先：098-932-6077	訪問療育	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時まで（祝祭日、夏季・冬季休暇除く）
		外来療育	外来保育（毎週水曜日祝祭日除く 午後3時～4時）、外来療育（学童グループ：毎週火曜午後4時～5時、未就学児グループ：毎週火曜午後3時～4時）全グループ共に祝祭日除く
グリーンホーム	住所：沖縄県中頭郡中城村字新垣1583番地 連絡先：098-895-3999	外来療育	音楽療法（リトミック）（毎月2回土曜日15時30分～16時30分）、ソーシャルスキルトレーニング（前期・後期各8回 第1・3金曜日 19時30分～21時30分 北中城村社会福祉センター、グリーンホーム、第2・4金曜日 19時30分～21時30分 沖縄国際大学、グリーンホーム）、ペアレントトレーニング（8回程度 土曜日10時～12時）
Enjoy	浦添市字前田998-3 連絡先：098-877-0552	外来療育	毎週火曜日午後4時半～5時半
沖縄南部療育医療センター	住所：那覇市寄宮2-3-1 連絡先：098-832-3283	訪問療育	巡回相談（1利用者につき月2回）、訪問による健康診査（1利用者につき年1回）、久米島町巡回相談（年3回）
		外来療育	未就学児通園総合療育活動（月～金曜日）、子育て教室（年6回）、補装具相談（適宜）、水中運動活動（7月～8月週1回）
さぼーとせんたーい	住所：沖縄県那覇市泊1-18-8 連絡先：098-861-1187	訪問療育	月～金曜日 午前10時～午後6時まで 離島巡回（中南部の離島）
		外来療育	月～金曜日 午前10時～午後6時まで ペアレントトレーニング、ティーチャーストレーニング など
みなみの里	住所：糸満市字摩文仁207番 連絡先：098-997-3900	外来療育	音楽療法（毎週金曜日午後4時～5時） 料理教室（毎月第4土曜日午前9時～13時）
ふれあいの里	住所：宮古島市平良字西仲宗根1327-1 連絡先：0980-73-5305 市内窓口：0980-74-3719 （ディサービスセンターいけむら内）	訪問療育	毎月第2・3金曜日・土曜日 （言語訓練・理学訓練：毎月、専門訓練・専門医相談：年4回）
		外来療育	言語・コミュニケーションの訓練 （毎月第1・4土または日曜日） ※その他各種相談は随時受付
サポートセンターどりいむ	住所：石垣市真栄里97-4 連絡先：0980-87-0762	訪問療育	医師相談・言語相談・作業療法・理学療法・発達相談等
		外来療育	ソーシャルスキルトレーニング・ペアレントトレーニング・言語相談・発達相談

※施設支援指導事業については、全事業所で行っています。

事業に関するお問い合わせは、各委託先事業所もしくは沖縄県障害福祉課まで。

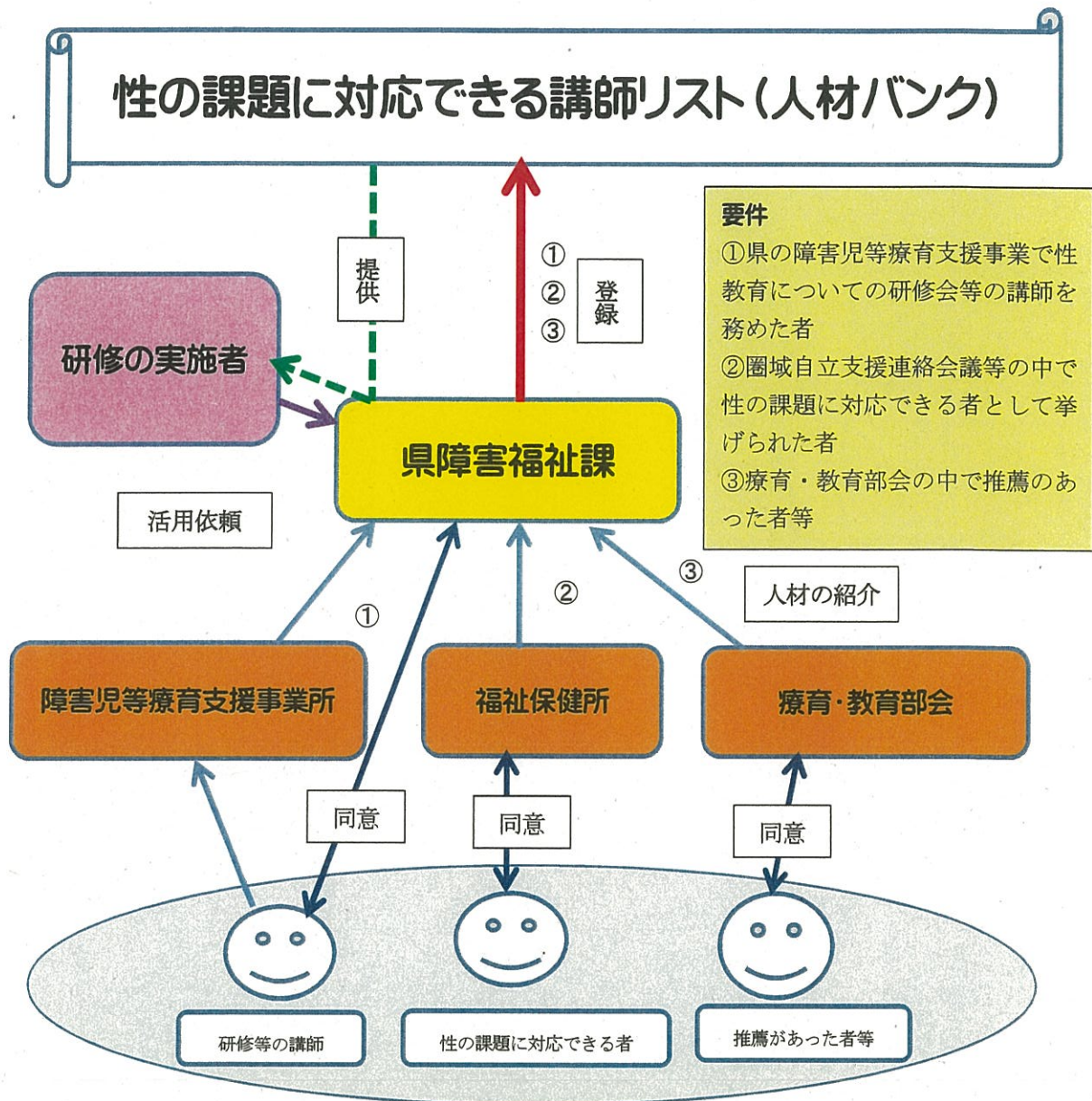
沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課 電話：098-866-2190



沖縄県



性の課題に対応できる講師リスト（人材バンク）について



○目的

性の課題に対応できる人材育成のため、研修会等を開催するにあたり、各圏域で活用できる講師リストを整備し、活用を図ることを目的としています。

○取扱について

- ・講師リストを活用したい場合には、県障害福祉課へ情報提供依頼を届出ください。
- ・届出の内容により、県障害福祉課より講師リストに関する情報提供をします。

<注意>

- ・情報提供を得た方は、目的以外で講師リストの利用はしないでください。
- ・講師リストに関する情報提供を目的とし、講師を派遣するものではありません。したがって、講師が研修をお断りする場合もあることをご了承ください。また、研修の開催等に当たり、県障害福祉課が責任を負うものではありません。

重症心身障害児レスパイトケア推進基金事業

沖縄県障害福祉課

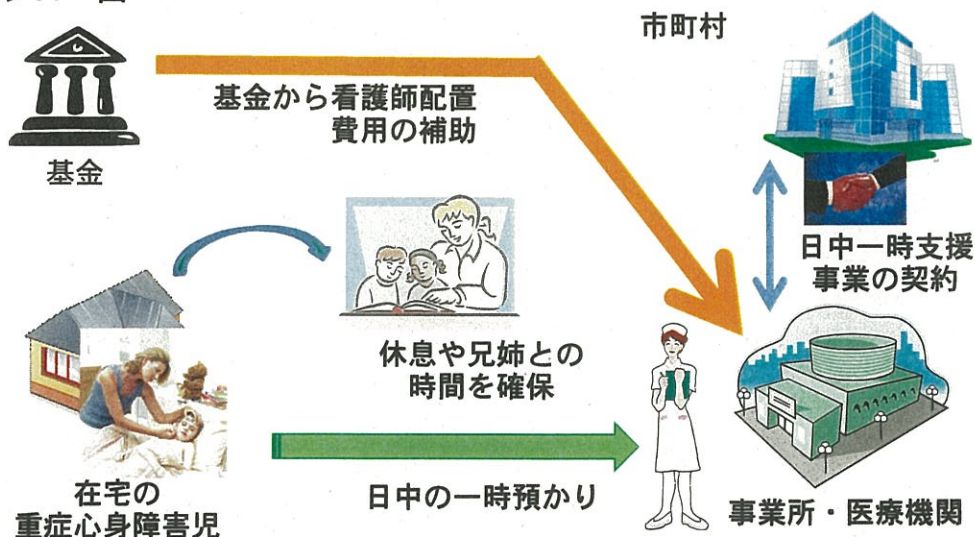
1 事業概要

短期入所の事業所がない地域において、重症心身障害児が在宅療養ができるよう、新たに日中一時支援によりレスパイトケアを実施する障害福祉サービス事業所及び医療機関に対し、資金支援を行う。

八重山圏域でレスパイトケアを実施する事業所・医療機関に看護師1人を配置する費用の一部を補助する。

積算内訳 1か所分 定額 2,400,000円

2 事業フロー図



3 事業の現状・必要性・緊急性

八重山圏域では、医療型障害児入所支援、医療型児童発達支援及び医療型の放課後等デイサービスの事業所はなく、重症心身障害児が在宅で療養する場合の支援が乏しい状態である。

平成26年の調査において八重山圏域で医療的ケアを要する在宅の重症心身障害児者は13人（障害児は3人）おり、特に障害児はほとんど家族の介護だけで在宅療養をしている状況である。

保護者の介護負担の軽減を図るため、療育機能としてレスパイトケアを実施できる事業所を確保する必要がある。

4 事業効果（有効性・妥当性・効率性）

日中一時支援の活用により、市町村から事業所に対して給付費が支出されるので、看護師1人の給与の一部を補助することで、レスパイト機能が確保される。これら制度の活用により、家族も原則その費用の1割負担で利用することができ、市町村、県、事業所の協力により事業を継続して実施していくことができる。

新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画について

- 計画期間：平成26年度から平成30年度まで
- 実施事業の中で、数値目標を設定
- 5つの重点項目に、新たな課題、取り組むべき施策を盛り込む

情報発信・普及啓発等について

- ・発達障害に対する正しい知識や理解を広めて子どもが引き続き重要
- ・支援者に対しても、各分野の関係機関で共通の理解の元で支援を行うため、研修等の計画にについても各分野が協力して取り組む。

(今後の取組等)

- ・がじゅま〜のホームページ活用による利用者及び支援関係者向けの情報提供
- ・発達障害の理解に向けた普及啓発講演会及び支援者育成のための研修会の充実 等

早期発見、早期支援体制について

- ・発達障害児(者)の支援は、早期発見、早期支援が最も重要
- ・乳幼児健診の充実に加え、日常生活の場や子育て支援と同時に「気づき」の支援の充実を盛り込んだ早期支援体制づくりに取り組む。

(今後の取組等)

- ① 乳幼児健診の受診率の向上 (1歳半：86.9%→90.3%)
- ② 障害児等療育支援事業の拡大 (9か所→10か所)
- ・乳幼児健診事後教室や親子通園の増 (19か所→22か所)
- ・えいぶる(改訂)の検討、普及等
- ・日常の生活の場での「気づき」支援 等

医療機関のネットワークづくり

- ・依然として地域で発達障害診療できる医療機関が不足
- ・入院治療をも含むより高度な専門的治療を行う医療機関の不足
- ・医療体制に課題があるため、医療機関従業者を対象にした研修の実施や、医療機関間の情報共有の活用、医療機関のネットワークの構築に向けて取り組む。

(今後の取組等)

- ・子どもの心の診療ネットワーク事業の実施 (0→5圏域)
- ・発達障害診療ができる医療機関の増 (17機関→25機関)
- ・児童思春期の療養病床の確保 等

成人期、就労の支援

- ・発達障害者や家族に対する支援ニーズに対する支援が困難な場合(未診断や、発達障害が疑われるケース)の課題に取り組むことが重要
- ・就労や日常生活両方を合わせた支援の充実や、支援者や企業に対する理解促進の強化に取り組む。

(今後の取組等)

- ・障害者の法定雇用率の達成 (民間企業2.0%以上)
- ・困難事例を支援する地域支援マネージャーの配置
- ・就労関係機関等との連携の強化 等

相談支援と発達支援、関係機関との連携

- ・ライフステージを通じて途切れのない一貫した相談支援体制の構築と同時に、発達障害児(者)を持つ家族を含め他包括的な支援が必要
- ・各分野が連携したつなぎ支援や、人材育成に向けた取組を実施するため、体制整備に向け引き続き取り組む。

(今後の取組等)

- ・相談支援専門員等、支援者に対する人材育成や各分野で協力した人材育成の取組(センター主催・共催研修：延べ150件、延べ受講者数6,000名)
- ・情緒障害児短期治療施設の設定 (0→1箇所)
- ・子ども・若者総合相談センターの設置 等

企業
ハロワーク



自立支援協議会
情報共有・課題解決の
ための協議の場



事業所

【支援の中核】
発達障害者支援センター
がじゅま〜



情緒障害児短期治療施設



学校



病院・クリニック



子ども・若者総合相談センター

新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画 数値目標等 一覧

実施事業・計画・取組等	指標	単位	平成25年度 （実績値）	平成30年度 （目標値）	担当課
乳幼児健康診査受診率（1歳6ヶ月児）	受診率	%	86.9	93.3	健康長寿課
乳幼児健康診査受診率（3歳児）	受診率	%	83.9	90.3	健康長寿課
乳幼児健診事後教室の実施状況	市町村数	市町村	19	22	健康長寿課、障害福祉課
障害児等療育支援事業	箇所数	か所	9	10	障害福祉課
親子通園の実施状況	設置箇所数	か所	19	22	障害福祉課
私立幼稚園特別支援教育補助事業	箇所数	園	13	16	総務私学課
幼児教育政策プログラムの策定率	策定率	%	56	100	義務教育課
保幼小合同研修会開催状況（年間）	回数	回	3	5	義務教育課
市町村要保護児童対策地域協議会の設置状況	市町村数	市町村	38	41	青少年・子ども家庭課
子ども・若者総合相談センター事業	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
県自立支援協議会（療育・教育部会）の開催（年間）	回数	回	0	2	障害福祉課
発達障害者支援センター運営事業による研修等（累計）	延べ受講者数	名	4,628	6,000	障害福祉課
高等学校への特別支援教育支援員の配置	配置数	名	15	22	県立学校教育課
個別の教育支援計画の策定率	策定率	%	80	100	県立学校教育課
障害児職業自立推進による訪問企業数（年間）	企業数	社	6	6	県立学校教育課
特別支援教育指導資料集作成状況（累計）	作成数	冊	0	5	県立学校教育課
情緒障害児短期治療施設の設置	設置箇所数	か所	0	1	青少年・子ども家庭課
圏域別研修等事業（累計）	回数	回	8	50	福祉保健所
障害者実雇用率（目標値を法定雇用率で設定）	雇用率	%	2.12	2.0	雇用政策課
県自立支援協議会（就労支援部会）の開催（年間）	回数	回	0	2	障害福祉課
子どもの心の診療ネットワーク事業	箇所数	か所	0	5	健康長寿課
発達障害児（者）支援協力医療機関数	医療機関数	機関	17	25	障害福祉課
情報発信、普及啓発等に関する研修（累計）	回数	回	1	5	障害福祉課

はじめに

サポートノート「えいぶる」は、発達に何かしら気になることがあるお子さんとそのご家族の方に利用していただくために作られました。

サポートノート「えいぶる」を介して、子どもと家族に関わる多くの人たちが情報を共有し連携を深めることで、その子どもの個性に応じた一貫した支援がなされることを目的としています。

サポートノート「えいぶる」には、子どもに関するさまざまな情報を、原則的には保護者が記録・保管して、必要なときに必要なページを関係者に見てもらったり、書いてもらったりして下さい。また、変更があった場合は随時書き直して下さい。

必要に応じて、用紙を追加しその時々思い出の写真を添付してコメントを書いたり、お誕生カードを貼ったり、子どもの成長記録を残しても良いと思います。

子育ての中で、「どうしたらいいの?」と悩んだ時は、サポートノート「えいぶる」に書かれている相談機関に相談してみてください。

<サポートノート「えいぶる」の使い方>

サポートノート「えいぶる」に書かれている内容はとても大切な情報です。

☆サポートノート「えいぶる」の保管や管理、活用は全て保護者の責任において扱われることが基本原則です。厳重に取り扱って下さい。

☆支援者が活用する場合も、個人情報の保護を厳守する等、取り扱いには十分に注意して下さい。

*サポートノート「えいぶる」に記載されている内容を支援機関の担当者が取り扱う際には、保護者にその可否を確認して下さい。

なまえ

小学校(小学部)1年生 記録(年月日) 記録者名

学校名 () 学校連絡先 ()	平熱 () 飲んでいる薬 有 (服薬名) . 無
食事	食事の形態 (普通食 . 流動食 . 軟食 . その他 ()) 食事の方法 (自分で . 一部介助 . 全介助 . 経管栄養) 好き嫌い 無 . 有 (何) 食事に要する時間 (分位)
排泄	オムツの使用 (毎日 . 時々 . 寝るとき) 排泄の状況 尿 (自立 (自分でできる) . 導尿 . カテーテル留置) 回数 (回) 尿の合図 有 () . 無 便 (毎日ある . 便秘気味 . 薬 ()) の利用 便の合図 有 () . 無
衣服着脱	全介助 () 一部介助 () 自立 ()
コミュニケーション	<コミュニケーションの手段> 言葉を使って . 指差しで要求 . ジェスチャー 人の手を使って (クレーン現象) . サイン . 絵カード 文字を使って . パソコン . 介護者が表情を読み取る コミュニケーションの様子
睡眠	時間 一定 就寝時刻 時 起床時刻 時 不規則 (夜中起きる . 昼夜逆転 . その他)

どんな遊びが好きですか

遊び

好きなことはなんですか

特徴

嫌がることはなんですか

こだわりはありますか

学校のことで気になること、確認したいこと

保育・教育

保健・医療で気になること、確認したいこと

保健医療

自助グループに関する意見（参考）

第2回 療育・教育部会での山城 健児 部会員の 新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画（案）に対する意見

- ・自助グループとして、月1回集まっておしゃべりする場を設けている。成人しても、他の人たちとの関わりの中で学ぶことも多く、親も高齢になり中々外に出なくなったりということもあるため、同じ課題を抱えているグループで集まることも大切である。
- ・ニーズによって自助グループを変えて取組んでいる。マッチングもあるため、一度相談してから案内している。就労前準備の居場所や、ひきこもりの子を持つ親の集まり等インフォーマルな活動である。いつ来てもよいし、何をしてもよい、居場所であり、仲間がいて、相談できるという場所が必要。本人のペースに合わせ、時間をかけて支援していくことで、支援がうまくいっている状況がある。自己理解を丁寧にやることが大事で、本人に自信を持たせることが大事である。また、自助グループについての必要性については、市町村実態調査の中でも意見として挙がっている。

第1回発達障害者支援体制整備委員会での泉川 良範 委員の 新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画（案）に対する意見

- ・就労前準備の居場所の必要性、自助グループのニーズ等の指摘は、沖縄県の課題である。
- ・卒業した後、発達支援から就労支援になる中で、発達障害は適応障害のため、自分で生活を企画して自立して生活するのは非常に困難である。
- ・就職する知性や能力は備わっていても、生活全般は成立しないということが、成年期に起こっている。そのため、就労支援の前に就労前準備としての生活支援も含めて支援するという発想が重要である。

沖縄県障害者自立支援協議会 療育・教育部会 年間活動計画 工程表 (案)

H27. 2. 3

会議名・ 年度・月	平成26年度					平成27年度								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県立支援協議会 2/12 ・部会報告/年間計画承認 ・各圏域報告 ・抽出課題協議	○													
療育・教育部会 開催予定協議事項					●		●	●			●			
支援ファイリング 開催予定協議事項		○				○		○		○				
関係会議等								○					○	

注1 ●は、部会開催、○は、その他

発達障害者
支援体制
整備
委員会

発達障害者支援体制
整備
委員会

① 医療的ケアが必要な障害児の対応について
 ② 新たな「支援ファイル」の普及について
 ③ 障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制
 ④ 自助グループの普及に係る取組について
 ⑤ その他

① 医療的ケアが必要な障害児の対応について
 ② 新たな「支援ファイル」の普及について
 ③ 障害児等療育支援事業の実施に係る各圏域での連携体制
 ④ 自助グループの普及に係る取組について
 ⑤ その他

① 普及について
 ② 管理方法について
 ③ 内容について
 ④ その他

① 普及について
 ② 管理方法について
 ③ 内容について
 ④ その他

① 普及について
 ② 管理方法について
 ③ 内容について
 ④ その他

① 普及について
 ・活用機関の具体化
 ・各分野の行政機関との申し合わせ
 ・保護者への説明や広報等について
 ② 管理方法について
 ・個人情報管理
 ・当事者及び保護者の同意を得る方法
 ・開示のルール作り
 ③ たたき台について
 ④ その他
 ・対象児童について